

北小学校区・日進中学校区に係る
日進市学区検討部会調査結果報告書

(令和2年度)

令和3年3月9日

日進市学区検討部会（北小学校区関係）

2 学区変更の時期及び経過措置について

(1) 学区変更の時期

関係者や地域コミュニティに周知し準備する期間並びに入学前の案内及び手続を行う期間が必要であることから、令和5年度からとする。

(2) 経過措置

学区変更を行った時点で、変更対象地区に住む児童生徒は変更先の学校に通学するのが原則であるが、過去に実施された経過措置及び児童生徒の心情を考慮し、次のとおりとする。

小学校

令和5年度に新5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで北小学校に通学することができる。新5・6年生の兄姉が北小学校に通う場合には、弟妹も兄姉と同じ期間、北小学校に通学することができる。ただし、選択は学区変更時の1回のみ。途中での変更は不可とする。

通学分団について、分団を形成できる人数がない場合は、最寄りの分団集合場所まで保護者が送迎するものとする。

中学校

令和5年度に新2・3年生となる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。ただし、選択は学区変更時の1回のみ。途中での変更は不可とする。

3 学区変更にあたっての留意事項

今回の学区変更により、岩崎区に含まれる学区に香久山小学校区及び日進西中学校区が追加される。学校運営は地域コミュニティとの関りが重要な要素であり、地域コミュニティの活動についても学区と密接に関わっているため、学区変更にあたっては地域コミュニティの理解を得ていく必要がある。また、学区変更が与える児童生徒への影響を考慮して、関係児童生徒、保護者及び地域コミュニティへの丁寧な説明が必要である。

調査結果に至る経緯

1 日進市学区検討部会の実施について

(1) 令和2年度第1回日進市学区検討部会

令和2年9月28日(月) 午前10時から午前11時10分まで

議題 ①学区検討部会の役割と進め方について

②日進市小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について

③市内学区児童生徒推計について

④今後の検討課題について

(2) 令和2年度第2回日進市学区検討部会

令和2年10月19日(月) 午前10時から午前11時20分まで

議題 ①学区の見直し(案)について

②学区変更の実施時期及び経過措置について

(3) 令和2年度第3回日進市学区検討部会

令和2年12月10日(木) 午後3時から午後4時15分まで

議題 ①学区の見直し(案)について

(4) 令和2年度第4回日進市学区検討部会

令和3年2月18日(木) 午前10時30分から正午まで

議題 ①学区検討に係る調査報告書(案)について

2 日進市学区検討部会で提示した案

(1) 学区変更対象地区の基本的な考え方

- ア 北小学校及び日進中学校の教室数に余裕がなく、竹の山小学校、香久山小学校及び日進北中学校の教室数に余裕があることから、当該学区に隣接した地域において学区を変更する。
- イ 日進北中学校の教室数の上限に限りがあること及び生徒数の推計値に上方修正の可能性があることを考慮し、学区変更の規模をなるべく小さくする。
- ウ 道路を学区境界とすることが難しい地理的状况であるため、主に字境界やコミュニティ（区・自治会）境界により学区境界を定める。
- エ 区画整理事業の影響により将来的に日進西中学校の生徒数が増加する見込みであること、また、できるだけ地域コミュニティを分断しないことへの配慮から、香久山小学校区及び日進西中学校区に学区を変更する場合は慎重に検討する。

(2) 日進市学区検討部会における検討内容

ア 第1回日進市学区検討部会（以下「検討部会」という。）

検討部会と日進市立小中学校適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）のそれぞれの役割を確認し、検討委員会における審議の結果及び検討部会での今後の検討課題について確認した。

始めに、日進市小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針について説明し、学校規模、適正化の基準及び適正化の手法について確認した。また、市内学区児童生徒推計資料の今後10年間の児童生徒数の推移から、適正化が必要な学区があるかどうか、また、適正化の必要がある場合にどのような手法を取るかについて、検討委員会で調査審議された内容を共有した。

イ 第2回検討部会

児童生徒数及び教室数のシミュレーション(*1)並びに地域コミュニティ(*2)の現状から、2つの学区変更案の検討を行った。また、学区変更時期及び経過措置についての検討を行った。

*1 住民基本台帳上の各学年の児童生徒数に、私立小中学校への通学率及び学区毎の入学時の人口増加率を加味して算出したもの

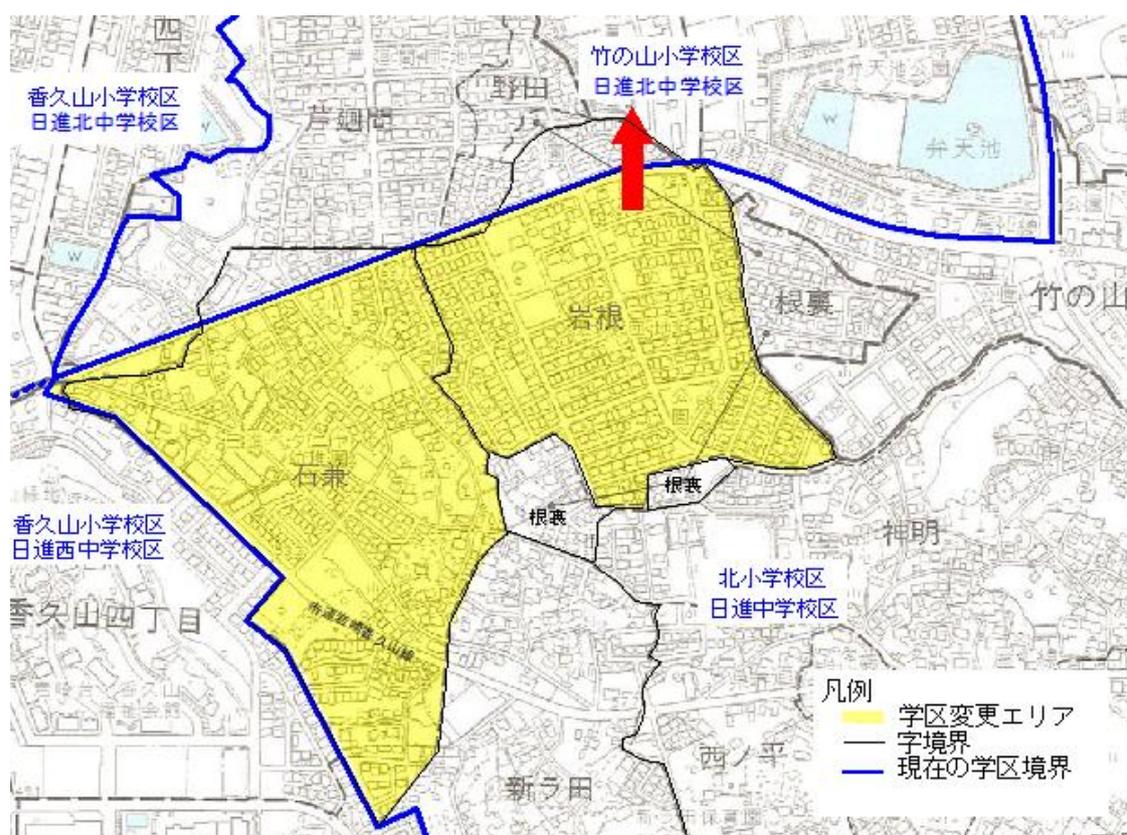
*2 自治会、子ども会及び家庭教育推進委員会

(ア) 学区変更案 1

岩崎町石兼、岩根及び芦廻間を北小学校区から竹の山小学校区に、日進中学校区から日進北中学校区に変更する。

この学区変更案は、学区変更対象地区の基本的な考え方にに基づき、学区変更の規模をなるべく小さくすることを主眼としたものである。

学区変更対象地区の地図



児童生徒数のシミュレーションから予想される教室数 () は余裕教室数 ▲は不足

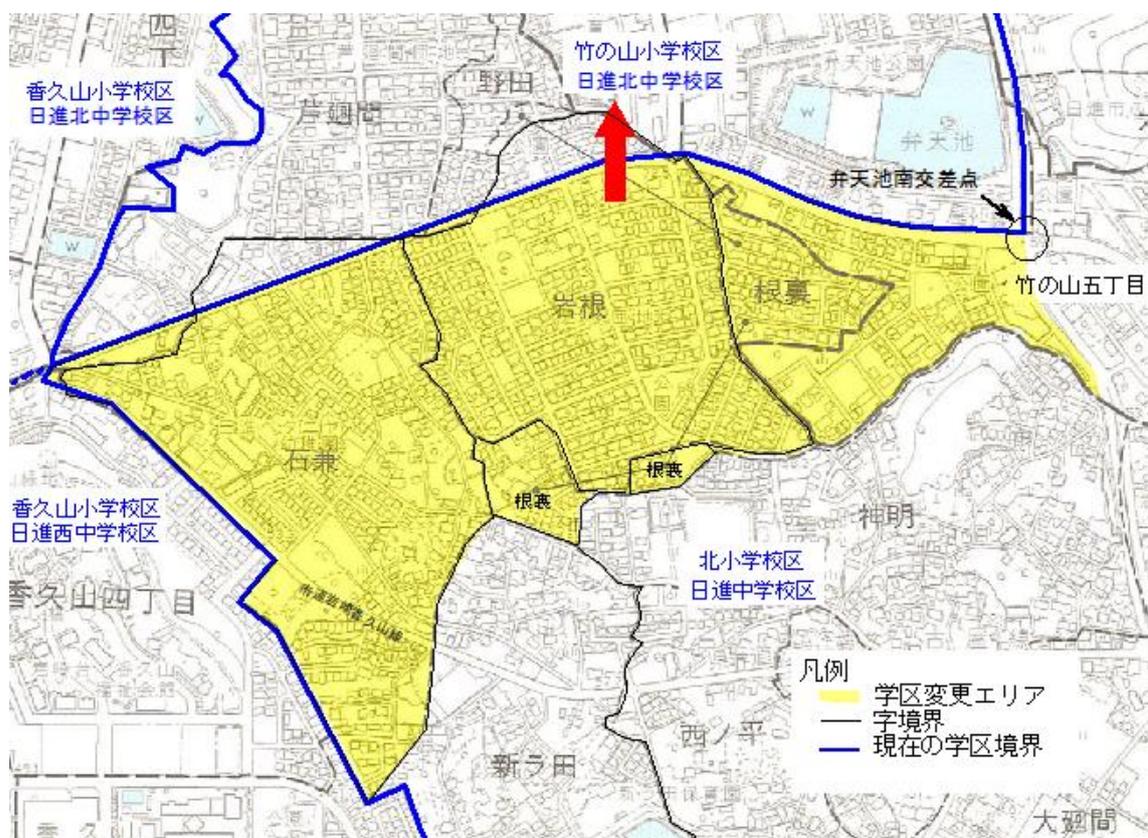
学校名	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
北小学校	25 (0)	19 (6)	25 (0)	20 (5)	25 (0)	20 (5)
竹の山小学校	15 (13)	21 (7)	14 (14)	20 (8)	14 (14)	20 (8)
日進中学校	23 (0)	21 (2)	24 (▲1)	21 (2)	25 (▲2)	22 (1)
日進北中学校	13 (3)	16 (0)	13 (3)	16 (0)	12 (4)	15 (1)

(イ) 学区変更案 2

学区変更案 1 に加え根裏及び竹の山五丁目の県道瀬戸大府東海線以西の地区を北小学校区から竹の山小学校区に、日進中学校区から日進北中学校区に変更する。

この学区変更案は、小学生の通学の安全性を考慮し、弁天池南交差点の横断を避けることを主眼としたものである。

学区変更対象地区の地図



児童生徒数のシミュレーションから予想される教室数 () は余裕教室数 ▲は不足

学校名	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
北小学校	25 (0)	17 (8)	25 (0)	17 (8)	25 (0)	17 (8)
竹の山小学校	15 (13)	22 (6)	14 (14)	21 (7)	14 (14)	20 (8)
日進中学校	23 (0)	20 (3)	24 (▲1)	20 (3)	25 (▲2)	20 (3)
日進北中学校	13 (3)	16 (0)	13 (3)	16 (0)	12 (4)	16 (0) *

* 生徒数シミュレーションの上方修正のリスクを考慮すると、教室が足りなくなる可能性がある。

(ウ) 学区変更時期及び経過措置の提案

a 学区変更の時期

関係者や地域コミュニティに周知し準備する期間並びに入学前の案内及び手続を行う期間が必要であることから、令和5年度からとする。

b 経過措置

学区変更を行った時点で、変更対象地区に住む児童生徒は変更先の学校に通学するのが原則であるが、過去に実施された経過措置及び児童生徒の心情を考慮し、次のように提案する。

小学校

令和5年度に新6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで北小学校に通学することができる。新6年生の兄姉が北小学校に通う場合には、弟妹も兄姉と同じ期間、北小学校に通学することができる。

中学校

令和5年度に新2・3年生となる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。

ウ 第3回検討部会

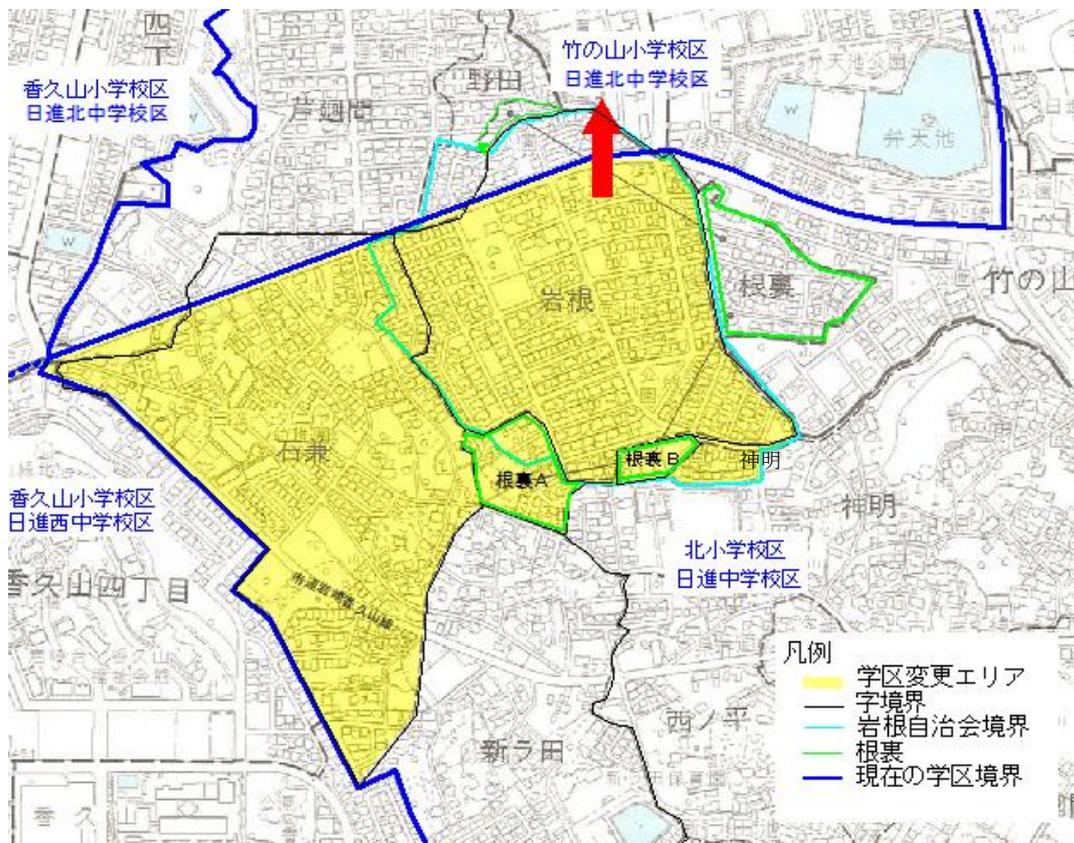
第2回検討部会での検討内容を踏まえ、更に2つの学区変更案の検討を行った。

(ア) 学区変更案3

学区変更案1に加え根裏の一部（地図のA及びB）及び神明の一部（岩根自治会に含まれる地区）を北小学校区から竹の山小学校区に、日進中学校区から日進北中学校区に変更する。

この学区変更案は、岩根自治会のまとまりを考慮したものである。

学区変更対象地区の地図



児童生徒数のシミュレーションから予想される教室数 ()は余裕教室数 ▲は不足

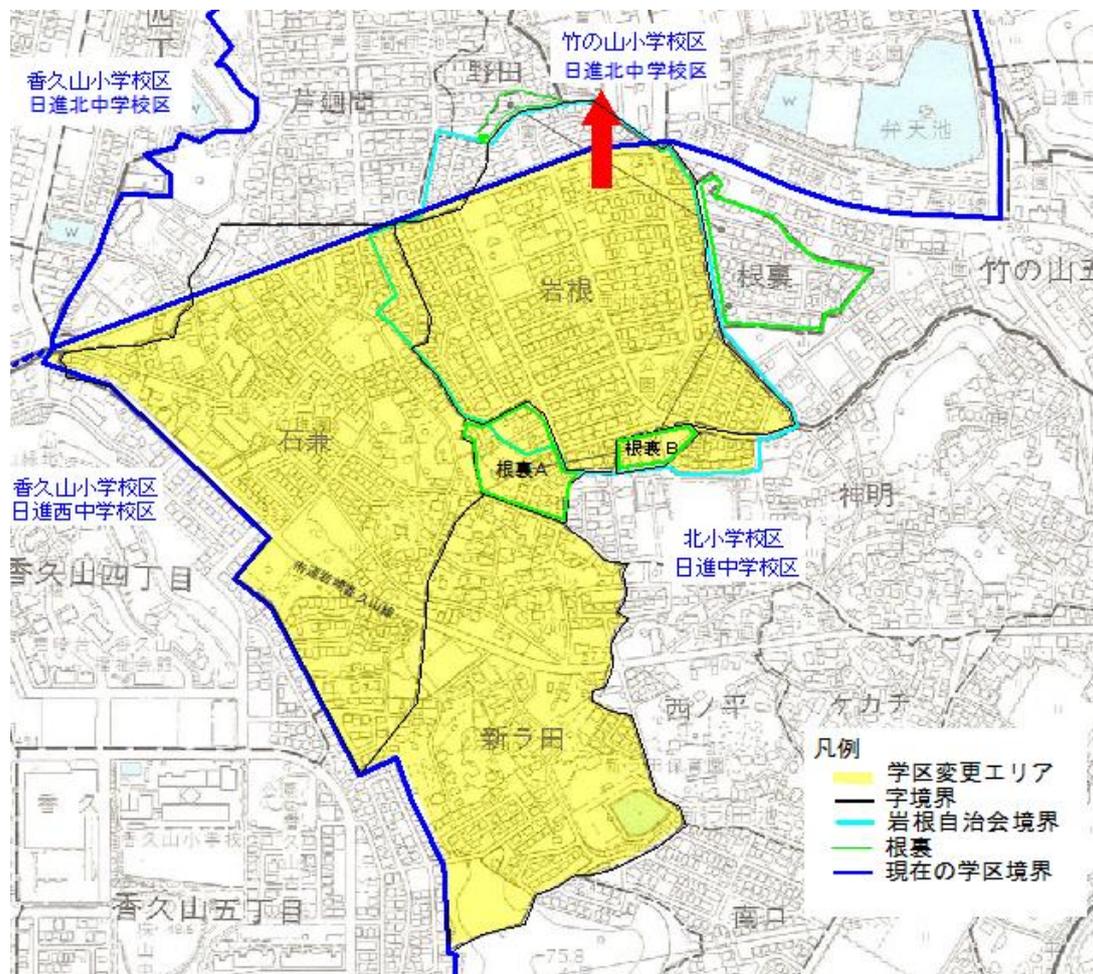
学校名	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
北小学校	25 (0)	19 (6)	25 (0)	19 (6)	25 (0)	18 (7)
竹の山小学校	15 (13)	21 (7)	14 (14)	20 (8)	14 (14)	20 (8)
日進中学校	23 (0)	20 (3)	24 (▲1)	21 (2)	25 (▲2)	21 (2)
日進北中学校	13 (3)	16 (0)	13 (3)	16 (0)	12 (4)	15 (1)

(イ) 学区変更案 4

学区変更案 3 に加え新ラ田を北小学校区から竹の山小学校区に、日進中学校区から日進北中学校区に変更する。

この学区変更案は、新ラ田の学区変更要望を考慮したものである。

学区変更対象地区の地図



児童生徒数のシミュレーションから予想される教室数 () は余裕教室数 ▲は不足

学校名	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
北小学校	25 (0)	18 (7)	25 (0)	18 (7)	25 (0)	18 (7)
竹の山小学校	15 (13)	22 (6)	14 (14)	21 (7)	14 (14)	20 (8)
日進中学校	23 (0)	20 (3)	24 (▲1)	20 (3)	25 (▲2)	20 (3)
日進北中学校	13 (3)	16 (0)	13 (3)	16 (0) *	12 (4)	17 (▲1)

* 生徒数シミュレーションの上方修正のリスクを考慮すると、教室が足りなくなる可能性がある。

3 第2回及び第3回検討部会における検討及び意見

(1) 各変更案のメリット・デメリット

第2回検討部会において、各学区変更案のメリット・デメリットについて提示した方が分かりやすいと意見の意見を受けて、次の表のとおり各案のメリット・デメリットについてまとめた。

メリット（利点）・・・○

デメリット（今後の課題）・・・△又は×

項目	案1	案2	案3	案4
学校運営の観点から急激な変化を避けることができる。	○*1	×*2	○*1	×
日進北中学校の教室数の上限を超えないか。	○	△	○	×
小学校への通学の際に弁天池南交差点を横断しない。		○		
児童生徒同士や地域のつながりがある程度保つことができる。		○	○	

*1 学区変更案1及び3における変更対象地区の児童数（小学生）は200人程度、生徒数（中学生）は100人程度である。

*2 学区変更案2における変更対象地区の児童数（小学生）は300人程度、生徒数（中学生）は130人程度である。

(2) 学区変更対象地区について

- ・学区変更にあたっては、通学路の安全性を最大限考慮した方がよい。
- ・通学路の安全性、小学校への通学距離及び学区変更要望を考慮すると、石兼及び新ラ田については、市道岩崎香久山線の南北で通学区域を分け、南側を香久山小学校に変更した方がよいのではないかと。
- ・石兼及び新ラ田の学区境界については、字を基に考えているが、一部地区の道路形状、通学分団及び区・子ども会のつながりを考慮すると線引きの判断が難しい。
- ・子ども会及び地域コミュニティが協力して実施している行事があり、現在の子ども会内で学区が分かると連絡がうまくいくか心配である。
- ・子ども会、通学分団など地域での子どもの付き合いを考慮して欲しい。

(3) 利用可能教室数について

- ・利用可能教室数は普通教室を基準に考えているが、特別支援学級、通級指導教室等も加味して、利用可能教室数を考えた方がよいのではないかと。

(4) 学区変更時期及び経過措置について

- ・経過措置を設けることで、同じ通学路で通学する人数が少ない場合は、通学の安全性について心配されるが、最寄りの集合場所まで保護者の送迎をお願いするなどすれば、保護者等と協力して安全確保ができるのではないかと。
- ・経過措置を設けるに当たっては、途中で学区が変わる児童生徒の心情に配慮して欲しい。小学校高学年は人間関係も密になってくるため、経過措置は新6年生だけではなく、新5年生も対象として欲しい。

4 35人学級への対応について

令和3年2月2日、国が、小学校の学級編成について、令和3年度に2年生を35人とし、その後、学年ごとに順次引き下げ、令和7年度に全学年を35人とする義務教育標準法改正案を閣議決定した。

愛知県は、独自施策で小学校2年生の学級編成を35人としていることから、令和3年度から小学校3年生を35人学級とする方針である。

上記を踏まえ、全小学校について児童数及び教室数のシミュレーションを行ったところ、本部会で検討している小学校については、今回の学区変更により35人学級編成に対応できると見込むことができた。

5 第4回検討部会における最終案の検討について

(1) これまでの検討過程の検証

学区変更案1から4までの検討を行った結果、次の3点の理由から、学区変更案3が最も適当であると判断した。

- ・学校運営及び学校生活における児童生徒への影響を考慮すると、急激な変化を避けることができる。
- ・日進北中学校の利用教室数の上限を超えない。
- ・児童生徒の地域でのつながりがある程度保つことができる。

しかし、学区変更案3には、石兼の市道岩崎香久山線以南の地区について、安全な通学路の設定が困難であるという課題がある。そこで、当該地区の通学路について現地調査を行い検証したところ、竹の山小学校への安全な通学路の設定は困難であると判断した。

一方、中学校の学区については、日進中学校の生徒数が今後増加傾向にあるため、学区変更を実施しても教室数に余裕があるとは言い切れない。また、学区変更後の日進北中学校の教室数に余裕がないこと及び日進西中学校の利用可能教室には余裕があることから、石兼の市道岩崎香久山線以南の地区について、香久山小学校区・日進西中学校区に学区を変更することについて、再検討することとした。

また、隣接する新ラ田の市道岩崎香久山線以南の地区の通学の安全性、地理的状况等を考慮すると、当該地区の学区についても石兼の市道岩崎香久山線以南の地区に加えて学区を変更した方がよいと考えられるため、併せて検討することとした。

(2) 香久山小学校区及び日進西中学校区への学区変更についての再検討

小学校については、35人学級を踏まえて児童数及び教室数のシミュレーションを行ったところ、香久山小学校の利用可能教室数の上限を超えないことが確認できた。

中学校については、市内学区児童生徒推計資料によると、令和12年度までの日進西中学校の余裕教室は5から7教室ある。また、石兼及び新ラ田の市道岩崎香久山線以南の地区の生徒数は、全学年合わせて最大で40人程度と見込まれるため、当該地区の学区を日進西中学校に変更しても、教室数には余裕があり受け入れ可能と判断できる。

一方で、日進北中学校の教室数は、学区変更を実施後は余裕教室がほとんどないため、新ラ田の市道岩崎香久山線以南の地区について日進西中学校に学区を変更すれば、日進北中学校としては教室数に余裕ができる。また、当該地区を加えて学区を変更することにより、日進中学校としても教室数に余裕ができ、将来的な生徒数増加に対応できる。

児童生徒数のシミュレーションから予想される教室数 ()は余裕教室数 ▲は不足

学校名	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
北小学校	26 (▲1)	19 (6)	26 (▲1)	19 (6)	26 (▲1)	20 (5)
竹の山小学校	17 (11)	21 (7)	16 (12)	20 (8)	16 (12)	20 (8)
西小学校	27 (▲1)	24 (2)	27 (▲1)	24 (2)	27 (▲1)	24 (2)
香久山小学校	22 (12)	26 (8)	21 (13)	26 (8)	22 (12)	26 (8)
日進中学校	23 (0)	20 (3)	24 (▲1)	20 (3)	25 (▲2)	20 (3)
日進北中学校	13 (3)	16 (0)	13 (3)	16 (0)	12 (4)	15 (1)
日進西中学校	25 (7)	25 (7)	26 (6)	26 (6)	26 (6)	26 (6)

※ 小学校は35人学級を想定したシミュレーション

※ 西小学校関係の学区検討部会において、西小学校区の一部の地域を香久山小学校区に学区変更することを検討しているため、西小学校についても記載した。

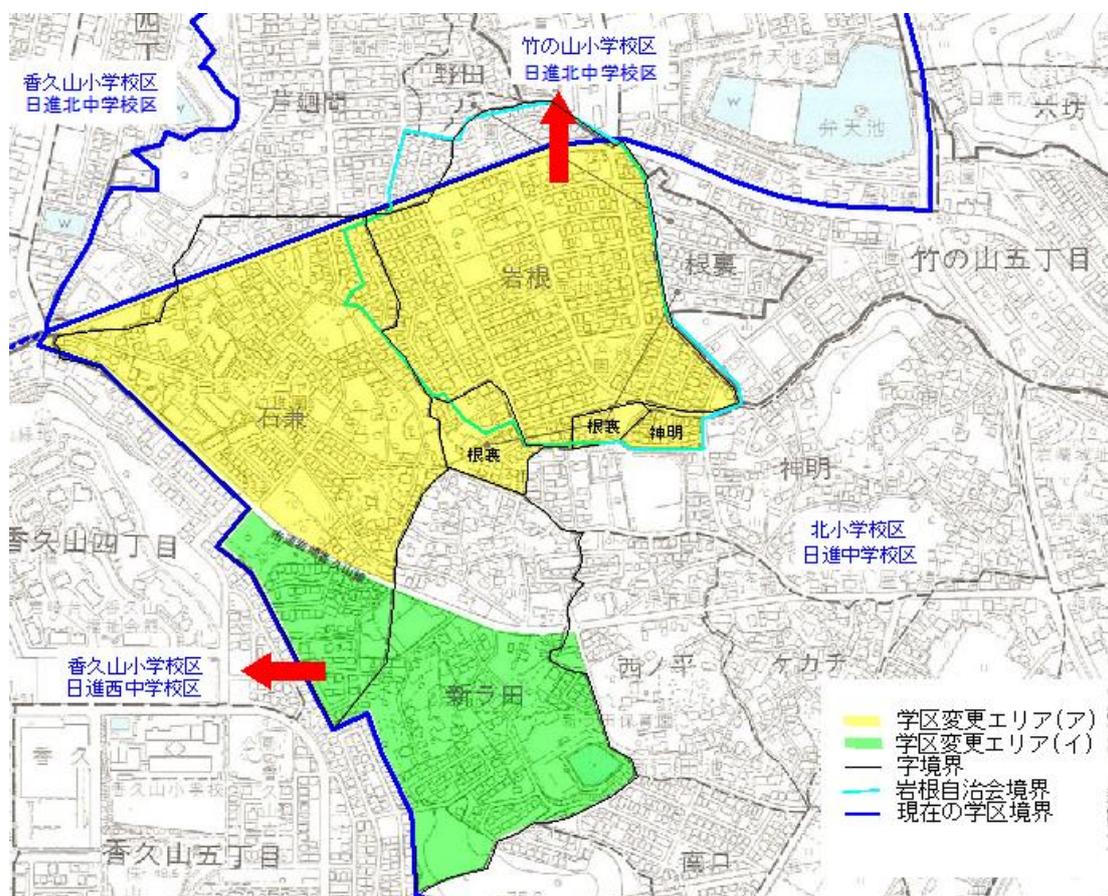
(3) 最終案の提案

ア 学区変更対象地区

(ア) 北小学校区・日進中学校区から竹の山小学校区・日進北中学校区に変更する地区を岩崎町石兼、芦廻間、岩根、根裏及び神明の一部のうち市道岩崎香久山線以北の地区とする。

(イ) 北小学校区・日進中学校区から香久山小学校区・日進西中学校区に変更する地区を石兼及び新ラ田のうち市道岩崎香久山線以南の地区並びに西ノ平49番地1及び49番地7とする。

学区変更対象地区の地図



イ 学区変更の時期及び経過措置

(ア) 学区変更の時期

関係者や地域コミュニティに周知し準備する期間並びに入学前の案内及び手続を行う期間が必要であることから、令和5年度からとする。

(イ) 経過措置

学区変更を行った時点で、変更対象地区に住む児童生徒は変更先の学校に通学するのが原則であるが、過去に実施された経過措置及び児童生徒の心情を考慮し、次のとおりとする。

小学校

令和5年度に新5・6年生となる児童については、学区外就学申請により、卒業まで北小学校に通学することができる。新5・6年生の兄弟が北小学校に通う場合には、弟妹も兄弟と同じ期間、北小学校に通学することができる。ただし、選択は学区変更時の1回のみ。途中での変更は不可とする。

通学分団について、分団を形成できる人数がない場合は、最寄りの分団集合場所まで保護者が送迎するものとする。

中学校

令和5年度に新2・3年生となる生徒については、学区外就学申請により、卒業まで日進中学校に通学することができる。ただし、選択は学区変更時の1回のみ。途中での変更は不可とする。

(4) 最終案の検討及び意見

全般的には、様々な観点からよく検討されており、先回の検討部会で懸念事項となっていた通学路の安全性について最善に考えられた案であると賛同を得られたが、次の点について検討意見があった。

- ・児童生徒数及び教室数のシミュレーションにより教室数の過不足を検討されていることは理解したが、今後10年又は15年といった長期的な観点から検証しているのか。
- ・新ラ田の市道岩崎香久山線より北側はなぜ学区変更対象とならなかったのか。
- ・香久山小学校区・日進西中学校区に学区が変更される地区（石兼・新ラ田の市道岩崎香久山線以南の地区）の生徒にとっては、学区変更によって日進西中学校への通学距離が遠くなるため、日進中学校に残りたいという生徒がいるのではないか。また、香久山小学校区・日進西中学校区に学区を変更する児童生徒数が少ないため、学区変更後の児童生徒の心理面を考えると、学区が変わる児童生徒たちが新しい学校になじめるような配慮をしてほしい。

- ・特別支援学級在籍の児童など、新しい環境への適応が難しい子どもについて、途中で学区が変わることがないように、経過措置を設けるなどの配慮が必要ではないか。
- ・途中で学区が変わる児童生徒の心情を考慮すると経過措置を設けた方がよいと考えるが、少人数で登下校する可能性を考えると、登下校の安全性について、地域の見守りが必要ではないか。
- ・学区変更を希望していたが変更対象とならなかった地区があったり、反対に変更対象となったが従来の学校に残りたい児童生徒もいたりすると思う。そうした地区や児童生徒及び保護者に対してどのように説明していくのか。

6 日進市学区検討部会の調査結果に向けて

- ・学区の変更は児童生徒や地域に大きな影響を与えるものであるため、長期的見通しを踏まえて検討する必要があると考えている。市内学区児童生徒推計資料では、令和12年度までの児童生徒数の推計値に基づき利用可能教室数を判断しているが、それ以降についても市内の大規模開発の可能性を考慮して判断している。
- ・学区境界については、字境界、道路等の地理的状況など、客観的かつ合理的な判断基準に基づき設定する必要がある。また、日進北中学校の教室数の上限を考慮すると、竹の山小学校・日進北中学校に学区変更する地区の範囲には限りがある。新ラ田地区の市道岩崎香久山線より北側の学区境界を設定するに当たって、客観的かつ合理的な判断基準で設定できる学区境界は、石兼と新ラ田の字境界と考えられる。
- ・香久山小学校区・日進西中学校区に学区が変更される地区（石兼・新ラ田の市道岩崎香久山線以南の地区）の生徒にとっては、学区変更によって中学校への通学距離が遠くなるが、小学校の観点から言えば、通学距離が近くなり、安全な通学路を設定することができる。通学の安全性については、小学生により配慮する必要がある。
- ・関係児童生徒、保護者及び地域コミュニティに対しては、学区変更の内容や決定過程について、丁寧に説明していく必要がある。

日進市学区検討部会としては、これまでの検討過程を踏まえ、「日進市学区検討部会での調査結果」を日進市立小中学校適正規模等検討委員会に報告することに結論付けた。